

参考付録

参考付録

- 1 米緊急対策について 1
- 2 コメ価格センターにおける銘柄別の前年産との価格差について 4
- 3 その他 5

「米緊急対策」の概要

(平成19年10月29日農政改革三対策緊急検討本部決定)

備蓄運営

- 政府は、備蓄水準を適正水準(100万トン)まで積み増すこととし、34万トンを年内に買入れ。市場への放出は、当面、原則として、抑制。

全農による非主食用処理

- 全農は、平成18年産うち米の販売残10万トン相当量を非食用(飼料)へ処理。
- 政府は、全農に対する一部助成を用意。

平成20年産の生産調整の農協系統と行政の取組

- 生産調整目標は主食用販売数量と作付面積の二本立てとし、都道府県間調整のスキーム等を設ける。
- 目標の配分・作付・収穫等の各段階で、都道府県・地域における取組状況を把握し、強力に指導。
- 生産調整を実施しない者に対する強力な働きかけ。取組結果に応じた産地づくり交付金等の調整。
- 非主食用の米生産について、生産調整にカウントする仕組みを構築。
- 作況・過剰作付けによる生産オーバー分を生産者団体が主体的に処理する出口対策を構築。

農協系統、特に全農による米価安定のための取組

- 産地間の過度の安売競争を回避するよう、県本部・経済連・農協を指導。
- 消費者・スーパー・外食産業等への直接販売の拡大などによる安定的販路の確保。
- は種前契約・収穫前契約の拡大。
- 「篩下米」や非主食用米の集荷・販売体制の確立。
- 平成20年産米の仮渡金に対する適切な対処。

消費者の信頼できる品質表示や適正流通の確保

- JAS法等に基づく取締りを徹底し、不適正な行為を行った販売業者には厳正に対処。

米の消費拡大

- 食育の一環として、「めざましごはんキャンペーン」をはじめ、米の消費拡大のための国民運動を効果的に推進。
- パン・麺・菓子等の原料としての米粉の利用を本格的に推進。

米緊急対策

平成19年10月29日
農林水産省
農政改革三対策緊急検討本部

平成19年産の米価は、米の消費量が年々減少する中で生産調整の実効性が確保できていないことや、全農の仮渡金の変更が各産地の販売行動や卸売業者の購買行動に多大な影響を与えたこと等から、作況99でありながら、大幅に下落する異常事態となっている。

こうした米価の大幅下落は、経営規模の大きい農業者を直撃するだけでなく、小規模・高齢者を含めて多数の農業者の経営を不安定なものとし、地域農業・地域経済の活力を損っている状況にある。

こうした本年の特殊な状況にかんがみ、下記のような米緊急対策を講ずることとする。

- 1 政府は、備蓄水準を適正水準(100万トン)まで積み増すこととし、34万トンを年内に買い入れる(市場価格を標準とする入札方式)とともに、備蓄米の市場への放出は、当面、原則として、抑制する。
 - 2 全農は、自らの平成18年産うるち米の販売残10万トン相当量について、原則として、その全量を非主食用(飼料)へ処理することとし、政府は、全農に対する応分の助成を用意する。
 - 3 平成20年産の生産調整については、主食用米の需給バランスが確保できるよう、農協系統と行政が適切に連携して、全都道府県・全地域で、目標を達成できるよう全力をあげることにする。
- (1) このため、国・都道府県・市町村は、生産調整の実効性の確保に積極的に関与する観点から、次の措置を講ずる。

① 生産調整の進め方

ア 生産調整目標は、主食用販売数量と作付面積(数量の面積換算値)の二本立てとし、目標の都道府県間調整のスキーム等を設ける。

イ 生産調整目標の配分・作付け・収穫等の各段階において、都道府県・地域における生産調整の取組状況を把握し、適切な取組が行われるよう、強力に指導する。

ウ 生産調整非実施者に対しても米の需給状況を認識し適切な対応をとるよう強力に要請するとともに、結果として生産調整目標を達成しない都道府県・地域については、産地づくり対策を調整するとともに、他の補助金等の採択や配分について考慮する。

1 米緊急対策について

② 生産調整の手法

非主食用の米(飼料・米粉・輸出・バイオエタノール用)の生産は、確実に非主食用に販売され、横流れが防止できることを条件に、生産調整にカウントする仕組みを構築する。

③ 出口対策

作況・過剰作付により主食用需要を超える生産が行われた場合に、生産者団体が主体的に、需要を超える分を確実に非主食用に処理し、主食用販売数量を需要の範囲に収める出口対策を構築する。

(2) また、農協系統は、米の大宗を取り扱う集荷・販売業者であることを自覚し、全都道府県・全地域において、責任をもって生産調整の実効性の確保に取り組む体制を整え、傘下の農協・組合員を強力に指導する。

特に、全農は、米価の安定に資するため、次の措置を講ずるものとする。

① 産地間の過度の安売競争を回避し、適切な価格形成がなされるよう、県本部・経済連・農協を適切に指導する。

② 消費者・スーパー・外食産業等への直接販売を拡大するなど、安定的な販路の確保に努める。

③ 麦で定着し、米でも一部の産地で開始されている、は種前契約・収穫前契約を拡大する。

④ 主食用米の販売環境を整えるため、「篩下米」や非主食用の米の集荷・販売体制を確立する。

⑤ 平成20年産の仮渡金の取扱いについては、本年の反省を踏まえて、適切に対処する。

4 米について、消費者の信頼できる品質表示や適正な流通を確保するため、JAS法等に基づく取締りを徹底し、不適正な行為を行った販売業者には厳正に対処する。

5 食生活の変化の中で米の消費が減少しており、その結果として栄養バランスが崩れて肥満・生活習慣病等の問題が生じ、また自給率が低下している。このことを踏まえ、食育の一環として、朝食欠食の改善を目指した「めざましごはんキャンペーン」をはじめ、米の消費拡大のための国民運動を効果的に進める。また、パン・麺・菓子等の原料としての米粉の利用を本格的に推進する。

2 コメ価格センターにおける銘柄別の前年産との価格差について

銘柄別の前年産との価格差について

	17年産平均 (対16年産)	18年産平均 (対17年産)	19年産 (対18年産同月)
対前年価格差(円)	主な銘柄(比較可能銘柄 67銘柄)	主な銘柄(比較可能銘柄 60銘柄)	主な銘柄(比較可能銘柄 35銘柄)
501 ~		3銘柄 北海道きさら397、青森むつほまれ 新潟コシヒカリ(魚沼)	4銘柄 北海道きさら397、北海道ほしのゆめ 北海道ななつぼし、青森つがるロマン
1 ~ 500	1銘柄 北海道ほしのゆめ	5銘柄 北海道ほしのゆめ、青森ゆめあかり 栃木あさひの夢 など	1銘柄 青森むつほまれ
0		1銘柄 香川ヒノヒカリ	
▲1 ~ ▲500	26銘柄 北海道きさら397、青森つがるロマン 福島コシヒカリ(会津) など	39銘柄 宮城ひとめぼれ、秋田あきたこまち 福島コシヒカリ(会津)、茨城コシヒカリ など	5銘柄 宮城ササニシキ、栃木あさひの夢 滋賀キヌヒカリ、香川ヒノヒカリ など
▲501 ~ ▲1,000	38銘柄 宮城ひとめぼれ、秋田あきたこまち 新潟コシヒカリ(一般)、富山コシヒカリ など	12銘柄 新潟コシヒカリ(一般)、新潟コシヒカリ(佐渡) 富山コシヒカリ など	8銘柄 宮城ひとめぼれ、秋田あきたこまち 岐阜コシヒカリ、熊本コシヒカリ など
▲1,001 ~ ▲1,500	1銘柄 新潟コシヒカリ(魚沼)		16銘柄 山形はえぬき、福島コシヒカリ(会津) 茨城コシヒカリ、富山コシヒカリ など
▲1,501 ~ ▲2,000	1銘柄 福岡夢つくし		
▲2,001 ~ ▲2,500			1銘柄 新潟コシヒカリ(一般)

注) 16年産については、15年産と比較可能な62銘柄全てが価格差▲3,093円～▲9,572円の間にある。
(19年産は、11月28日現在の入札結果を基に作成)

米穀販売業者の法令遵守の徹底について

- 米の流通をめぐるっては、本年5月に、大阪の米穀販売業者による虚偽表示が大きな社会問題となり、千葉及び東京の米穀販売業者がJAS法に基づく業務改善命令を受けるなどの問題が続いて発生。国民の主食である米の流通業界において、今後、表示と内容の不一致がないよう、製造及び製品の管理を徹底することが求められている。
- 法令遵守及び社会倫理に適合した行動を徹底するためには、それぞれの事業者において法令遵守(コンプライアンス)体制の整備を図ることが極めて重要。
- 農林水産省としては、
 - ① 平成15年7月に組織を改編し、地方農政局及び地方農政事務所に、食品表示の監視及び指導を専門的に担当する表示・規格課を設置し、食品全般の表示の監視業務に従事する職員を配置(約2,000名)。これらの職員が、日常的に小売店舗等を巡回し、表示について監視・指導及び特別調査等を実施
 - ② DNA分析技術などの科学的な方法も活用して表示の真偽を確認
 - ③ 全国の関係団体に対して米流通業者の徹底した指導を要請(19年9月12日付け総合食料局長通知の発出)等により、不正表示に対する監視・指導等を行い、不正表示等が発生しないよう、徹底した取組を実施しているところ。特に、本年10月から11月にかけては、集中的に米流通業者に対する法令遵守確認のための巡回点検調査を実施。
- また、加工原材料用に仕向けられる米穀が主食用に横流しされないよう、特に輸入米等を使用する加工業者に対し、法令遵守の徹底のほか加工受払状況の確認のための立入調査など、適正流通を確保するための指導監督を行っているところ。

○ 米穀の特別調査の実施結果の概要

	平成15年度			平成16年度			平成17年度			平成18年度		
	小売店舗	卸売業者		小売店舗	卸売業者		小売店舗	卸売業者		小売店舗	卸売業者	
調査箇所数	3,407	3,029	378	3,616	3,027	589	3,526	3,006	520	2,561	2,023	538
不適正店舗等	455	417	38	297	263	34	241	211	30	286	237	49
不適正表示率	13.4%	13.8%	10.1%	8.2%	8.7%	5.8%	6.8%	7.0%	5.8%	11.2%	11.7%	9.1%
調査製品数	36,606	28,943	7,663	48,678	37,858	10,820	45,373	37,435	7,938	32,585	24,543	8,042
不適正表示製品数	1,656	1,497	159	1,085	1,011	74	758	687	71	915	828	87
不適正表示率	4.5%	5.2%	2.1%	2.2%	2.7%	0.7%	1.7%	1.8%	0.9%	2.8%	3.4%	1.1%

○ 近年において業務改善命令等を措置した事例(6件)

年月日	対象業者	主な違反内容	根拠法令
16年2月	(有)上州屋米穀店	表示と異なる原料を使用	JAS法
17年3月	(有)おその江	表示と異なる原料を使用	JAS法
同年6月	(株)ライズ	表示と異なる原料を使用	JAS法
19年5月	(株)日本ライス	表示と異なる原料を使用	不正競争防止法
同年9月	(株)千歳屋商店	表示と異なる原料を使用	JAS法
同年9月	丸広米穀(株)	精米年月日の偽り	JAS法